

給与支払報告書（個人別明細書）の記載要領

《記入例》

※										※ 種 別										※ 整理 番号										※																																							
※区分										(受給者番号)										(個人番号)										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																																							
住所 栃木県真岡市荒町〇〇〇番地										(役職名) 経理課長										(フリガナ) ゼイム タロウ										氏名 税務 太郎																																							
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																													
給与・賞与										9 0 0 0 0 0 0 0										7 0 0 0 0 0 0 0										4 6 2 3 0 0 0 0										0																													
(源泉)控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額										扶養親族の数 (配偶者を除く)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本人を除く)										非居住者である親族の数																			
有 従有										老人 3 8 0 0 0 0 0 0										特 定 1 1 2										老人 2										特 別 1 1										その他 2																			
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																							
4 2 0 0 0 0 0 0										9 3 0 0 0 0 0 0										5 0 0 0 0 0 0 0										1 3 0 2 0 0 0 0																																							
(概要)										(支払額)1,650,000円(社保料)125,000円(源泉額)30,014円										税務商事(株) 真岡市荒町××番地										令和5年3月31日退職 母)冬子(特障)(調整)、父)次郎(非居住者)																																							
新生命保険料の金額の内訳										旧生命保険料の金額										介護医療費の金額										新個人年金保険料の金額										旧個人年金保険料の金額																													
100,000										72,000										15,200,000										152,000																																							
(源泉-特別)控除対象配偶者										氏名 税務 花子										区分										配偶者の合計所得 280,000										国民年金保険料等の金額										旧長期損害保険料の金額										10,000									
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										基礎控除の額 480,000										所得金額調整控除額 50,000										5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号										7891012345678																													
1										(フリガナ) ゼイム ハルミ										区分										5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																																							
氏名 税務 ハルミ										区分																																																											
個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4										1 6 歳 未 満 の 扶 養 親 族																																																											
2										(フリガナ) ゼイム ナツエ										区分																																																	
氏名 税務 夏江										区分																																																											
個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5										3										(フリガナ) ゼイム アキオ										区分																																							
氏名 税務 明男										区分																																																											
個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6										4										(フリガナ) ゼイム フユコ										区分																																							
氏名 税務 冬子										区分																																																											
個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7										未 成 年 者										中 途 就 ・ 退 職										受 給 者 生 年 月 日																																							
										外 国 人										就職 退職 年 月 日										元号 年 月 日																																							
										死 亡 退 職										○ 5 4 1										昭和 61 10 31																																							
										災 害 者																																																											
										乙 欄																																																											
										本人が障害者その他																																																											
										寡 婦																																																											
										ひとり親																																																											
										勤 労 学 生																																																											
支 払 者										個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3										<右詰で記載してください。>										住所(居所)又は所在地 栃木県真岡市荒町△△△番地										氏名又は名称 株式会社 ゼイム物産																													
																														(電話) 0285-83-〇〇〇〇																																							

摘要欄の記入について

- ① 普通徴収とする方については、必ず普通徴収への切替理由符号(普A~普F)を記入してください。
- ② 年末調整した方で、他の支払者の分を合算している場合は、必ずその支払者名と所在地、合算した給与支払額・社会保険料・源泉徴収税額を記入してください。
- ③ 控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族で5人目以降の方がいる場合は、カッコ書きで数字を付し、氏名・続柄を記入してください。また、その者が非居住者である場合は、その旨を記入してください。

- ★真岡市に提出する紙の給与支払報告書（個人別明細書）は、1人につき1枚でお願いいたします。
- ★住所・氏名・フリガナは本人に確認のうえ、令和6年1月1日現在のものを記入してください。
- ★扶養の対象になる方については、個人番号を記入する必要がありますので、記入するようにお願いいたします。

(源泉)控除対象配偶者の有無等

(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人
有	従有	
○		

◆(源泉)控除対象配偶者がいる場合は、該当する欄に○をつけてください。
配偶者が昭和29年1月1日以前に生まれた方の場合には老人の欄にも印をつけてください。

配偶者の区分について



参考 生計配偶者とは

支払いを受ける方と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人。

○控除対象配偶者とは

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である支払いを受ける方の配偶者。

(給与支払報告書には主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときに有欄に印をつけてください。)

○源泉控除対象配偶者とは

支払いを受ける方(合計所得金額が900万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。

(給与支払報告書には年末調整の適用を受けていない場合で、源泉控除対象配偶者を有しているときに有欄に印をつけてください。)

配偶者(特別)控除の額

配偶者(特別)控除の額	円
380,000	000

◆配偶者(特別)控除は配偶者の令和5年分所得により控除額が決まります。配偶者の合計所得欄を記入し、また、納税義務者と配偶者の合計所得金額を用いて下表より配偶者(特別)控除額を「配偶者(特別)控除の額」の欄に記入してください。

配偶者の合計所得	円
280,000	

配偶者(特別)控除一覧 (単位:円)

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万超 950万円以下	950万超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	380,000	260,000	130,000
	老人控除対象配偶者	480,000	320,000	160,000
配偶者特別控除	48万超95万以下	380,000	260,000	130,000
	95万超100万以下	360,000	240,000	120,000
	100万超105万以下	310,000	210,000	110,000
	105万超110万以下	260,000	180,000	90,000
	110万超115万以下	210,000	140,000	70,000
	115万超120万以下	160,000	110,000	60,000
	120万超125万以下	110,000	80,000	40,000
	125万超130万以下	60,000	40,000	20,000
	130万超133万以下	30,000	20,000	10,000
	133万超	0	0	0



※合計所得金額が1,000万円を超える方は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

控除対象扶養親族の数

扶養親族とは

令和5年12月31日現在で生計を一にする親族で、その年の所得金額の合計が48万円以下である方

扶養親族の数 (配偶者を除く)						16歳未満扶養親族の数
特定	老人		その他			
人	従人	人	従人	人	従人	人
1		1	2		2	

◆それぞれ該当する扶養親族がいる場合、その人数を記入してください。

◆特定の欄には平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた扶養親族の人数。

◆老人の欄には昭和29年1月1日以前に生まれた扶養親族の人数。内には老人に該当する方のうち同居をしている扶養親族の人数を記入。

◆その他欄は、特定・老人に該当しない一般の扶養親族の人数。ただし、16歳未満は含まれません。

控除対象扶養親族	1	(フリガナ)	ゼイム ハルミ							区分					
		氏名	税務 ハルミ												
	2	(フリガナ)	ゼイム ナツエ							区分					
		氏名	税務 夏江							○					
	3	(フリガナ)	ゼイム アキオ							区分					
		氏名	税務 明男												
	4	(フリガナ)	ゼイム フユコ							区分					
		氏名	税務 冬子												
			個人番号	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4

16歳未満の扶養親族	1	(フリガナ)								区分				
		氏名												
	2	(フリガナ)								区分				
		氏名												
	3	(フリガナ)								区分				
		氏名												
	4	(フリガナ)								区分				
		氏名												
		個人番号	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
7891012345678
5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号

◆16歳未満の扶養親族がいる場合は、「16歳未満の扶養親族」の欄に人数を記入。

◆5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族がいる場合は「摘要」の欄において氏名の前に記載したカッコ書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。

非居住者である親族の数
2

◆控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、非居住者の方がいる場合には、その人数を記載し、区分欄に○をつけてください。



※年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族を扶養控除等の適用対象とする場合は、次のいずれかに該当する者に限られることとされました。

1. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
2. 障害者
3. 扶養控除等を申告する納税義務者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

障害者の数

障害者の数 (本人を除く)		
特 別	そ の 他	
内	人	人
1	1	

◆同一生計配偶者及び扶養親族のうち、障害者に該当する方の人数を記入してください。

- ◆特別の欄には特別障害者に該当する方の人数を記入し、「(内)」の欄には特別障害者のうち同居をしている親族の人数を記入してください。
- ◆その他の欄には同一生計配偶者及び扶養親族のうち特別障害者以外の障害者の方の人数を記入してください。
- ◆摘要欄にどなたが障害者に該当するのかが記入してください。

本人が障害者	
特 別	そ の 他

◆本人が障害者に該当する場合は、「本人が障害者」欄に○をつけてください。

参考

障害者とは

身体障害者手帳や療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方。など

特別障害者とは

身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方。療育手帳に障害の程度がAと記載されている方。精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方。など

社会保険料等、生命保険料、地震保険料の控除

社会保険料等の金額		国民年金保険料等の金額	
内	千円		円
	420		000
生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
	千円		円
	930		000
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	旧長期損害保険料の金額
		100,000	10,000
介護医療費保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	
		72,000	

◆社会保険料等の控除

令和5年中に支払った社会保険料等と小規模企業共済等掛金の合計額を記入します。小規模企業共済等掛金がある場合は、その金額を「内」欄(上段)に記入します。国民年金保険料等の金額があれば、社会保険料等の控除額にはその金額を合計して記入してください。

◆生命保険料、地震保険料の控除額

令和5年中に支払った一般の生命保険料、介護医療費保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の金額にもとづいて計算された控除額を記入します。

また、各保険料の支払額を各欄に必ず記入してください。

住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	1	年	12	月	24	日
	住宅借入金等特別控除可能額	152,000	円	居住開始年月日(2回目)					

住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	15,200,000	円
住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		円

◆住宅借入金等特別控除適用数

年末調整の際に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。なお、適用数が3以上のときには、3回目以降の住宅の取得等については、「(摘要)」の欄に、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等の年末残高」を記載してください。

◆居住開始年月日(1回目、2回目)

居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。

◆住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目)

適用を受けている(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。

- 住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む。)
- 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
- 増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合(例:バリアフリー改修工事、多世帯同居改修工事等)
- 震…東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合。

また、税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築)住宅借入金等特別控除証明書」の居住開始年月日の後部に「(特定)」の表示がある場合には「(特)」を、「(特別特定)」の表示がある場合には「(特特)」を記載してください。

◆住宅借入金等年末残高(1回目、2回目)

年末調整の際に2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。

なお、記載する金額は、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金特別控除申告書の⑤「居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高」欄又は、⑩「居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高」欄に記載された金額を記載してください。

基礎控除の額

基礎控除一覧(単位:円)

合計所得金額	基礎控除額
2,400万以下	480,000
2,400万超2,450万以下	320,000
2,450万超2,500万以下	160,000
2,500万超	適用無し

◆支払いを受ける方の合計所得金額により、「基礎控除額」が決まります。基礎控除の額欄に記入してください。

基礎控除の額	480,000	円
--------	---------	---

給与所得控除額

◆給与所得控除の額は下表のとおりとなります。

所得控除一覧（単位：円）

給与等の収入額	給与所得控除額
162万5千以下	550,000
162万5千超180万以下	その収入金額×40%－100,000
180万超360万以下	その収入金額×30%＋80,000
360万超660万以下	その収入金額×20%＋440,000
660万超850万以下	その収入金額×10%＋1,100,000
850万以上	1,950,000

所得金額調整控除

◆給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、給与収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)から850万円を差し引いた金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。「所得金額調整控除欄」に記入してください。

- 本人が特別障害者に該当する場合
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

所得金額	50,000 円
調整控除額	

摘要欄例：母)冬子(調整)

※なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を「給与所得控除後の金額」欄に、該当する要件を摘要欄に記載ください。

本人事項について

- ◆それぞれ本人が該当する事項に○印（または※印）を付けてください。
 - ・未成年者…平成18年1月3日以降に生まれた方
 - ・ひとり親…(婚姻歴・性別に関わらず)令和5年12月31日現在婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件すべてに当てはまる方。
 - 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方
 - 総所得が48万円以下の生計を一にする子どもがいる方
 - 合計所得金額が500万円以下である方
 - ・寡婦…上記「ひとり親」に該当しない方で本人の合計所得金額が500万円以下であり、令和5年12月31日現在の状況が次のいずれかに該当する方。
 - 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない一定の方。
 - 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族のいる方。
 - ・勤労学生…次の①、②の要件をどちらも満たす方
 - ①本人が小・中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、特別支援学校などの学生・生徒・児童、専修学校・各種学校の生徒で一定の課程を履修する方、職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける方で一定の課程を履修する方
 - ②自己の勤労にもとづいて得た事業所得、給与所得、退職所得または雑所得があり、合計所得金額が75万円以下(さらに上記以外の所得が10万円以下)である方
- ◆令和5年の途中で就職又は退職された場合は「中途就・退職」の欄に○印（または※印）とその年月日を必ず記入してください。(※退職の場合は、来年度普通徴収として処理します。)
- ◆生年月日は本人に確認し、必ず記入してください。

その他の注意事項

- ◆真岡市に提出する紙の給与支払報告書(個人別明細書)は、1人につき1枚でお願いいたします。
なお、ご対応いただけない場合は、従来どおり1人につき2枚提出いただいても問題ありませんが、可能な範囲でご協力をお願いいたします。
- ◆「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、令和6年1月1日現在において給与等の支給を受けているすべての受給者のものを関係市区町村(原則として受給者の令和6年1月1日現在の住所地の市区町村)に提出してください。
なお、年の途中で退職した方については、令和6年1月31日までに退職時の住所の市区町村に給与支払報告書を提出してください(退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略することもできますが、公平・適正な課税の観点から真岡市では提出にご協力していただけるようお願いしております。)

給与支払報告書の提出、お問い合わせ先はこちら

〒321-4395
栃木県真岡市荒町5191番地
真岡市総務部税務課市民税係(本庁舎1F)
TEL:0285(83)8113